

# 岡山県ミニバスケットボール連盟 倫理規定

## (目的)

第1条 本規定は、岡山県ミニバスケットボール連盟（以下「本連盟」という）に所属する者の倫理および懲罰に関する事項を定めることにより、本連盟の目的を達成するとともに、ミニバスケットボールの健全育成と安全な活動を促し、本連盟の社会的信頼を確保することを目的とする。

## (規定の適用範囲)

第2条 本規定は、本連盟の役員、委員および本連盟に所属するチームの者に適用する。

## (懲罰)

第3条 本連盟は、前条に掲げる役員、委員、チームおよび個人が次の各号に該当する場合は審査のうえ、懲罰することができる。

- 1 本連盟の規約並びに諸規定に違反した場合
- 2 本連盟や各地区連盟の名誉や信用を失墜する行為を行った場合
- 3 刑罰法規に抵触する行為を行った場合
- 4 著しく人権を侵害する暴言、暴力を行った場合
- 5 本連盟の指示、指導に従わなかった場合
- 6 その他、前各号に準ずる行為により、本連盟並びに各地区連盟が必要と判断した場合

## (懲罰の種類)

第4条 前条による懲罰の種類は次のとおりとする。

- 1 本連盟およびチームにおける登録の抹消
- 2 本連盟およびチームにおける活動の停止
- 3 戒告

## (損害の賠償)

第5条 本連盟は、第3条に従って懲罰の対象となった者に、その行為による損害賠償を査定し、全額もしくは一部を弁償させる場合がある。

## (倫理委員会の設置)

第6条 本規定適用のため、本連盟に倫理委員会を設置する。

- 2 倫理委員会は、本連盟の正副会長、常任顧問、理事長、総務委員長および必要に応じて県協会理事長、各地区連盟理事長、委員、学識経験者により構成する。
- 3 倫理委員会の委員は、本連盟の会長が任命し、任期は本連盟規約第15条と同じ2年間とする。ただし再任は妨げない。
- 4 倫理委員会の委員長は、本連盟の会長が務めるものとし、本連盟から受けた報

告事項の調査および審議を行って懲罰の原案を作成し、常任理事会へ報告および提案を行う。

(倫理委員会の開催)

第7条 倫理委員会の開催は、委員長が招集する。

- 2 倫理委員会の会議は、過半数の出席をもって成立、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 3 倫理委員会は、聴聞の必要が生じた場合、該当する個人およびその関係者を招集することができる。

(懲罰の決定)

第8条 懲罰の決定は、本連盟の常任理事会が行う。

- 2 本連盟は、懲罰を決定した場合には、該当する者、各地区連盟理事長並びに個人に直ちに懲罰の種類と審査内容を通知することとする。
- 3 本連盟は、各地区連盟に対して監督責任を問うことができる。

(懲罰の異議申し立て)

第9条 本連盟による最終的な懲罰決定にあたっては、最終決定以前に懲罰者に異議の申し立ての機会が与えられる。

(仲裁機構)

第10条 本連盟の最終決定に対し、日本ミニバスケットボール連盟倫理委員会並びに日本スポーツ仲裁機構に仲裁を付託することができる。

(庶務)

第11条 倫理委員会の庶務は、本連盟の総務委員会において処理する。

(補足)

第12条 この規定に定めるもののほか、倫理委員会の運営その他必要な事項については倫理委員会の開催を要請し、常任理事会に諮ることができる。ただし、その内容に関して緊急を要するものについては、本連盟会長の判断により定める場合がある。

(設置と改廃)

第13条 この規定の改正または廃止をするとき、本連盟の常任理事会の過半数の賛成をもってこれを行う。

(附則)

1. この規定は、平成28年2月13日から施行する。